

「指定介護老人福祉施設」 特別養護老人ホーム八木山翠風苑 重 要 事 項 説 明 書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定 第0475400198号)

当施設は入居者に対して介護老人福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り
ご説明します。

☆ ★ ☆ 目 次 ☆ ★ ☆

1	施設経営法人		P 2
2	ご利用施設		P 2
3	居室の概要		P 2
4	職員の配置状況		P 2 ～
5	当施設が提供するサービスとご利用料金		P 3 ～
6	苦情の受付等について		P 6
7	家族会について		P 6
8	重要事項説明書付属文書		P 8 ～
9	ご利用料金表		別紙

※ 当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 八木山福祉会
(2) 法人所在地 宮城県仙台市太白区恵和町38-10
(3) 電話番号 022-395-7730
(4) 代表者名 理事長 久 道 匡 男
(5) 設立年月 昭和63年7月8日

2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定 宮城県第0475400198号
(2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、入居者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入居者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
当施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 八木山翠風苑
(4) 施設の所在地 仙台市太白区恵和町38-10
(5) 電話番号 022-395-7730
(6) 施設長(管理者)名 新 谷 英 一
(7) 当施設の運営方針 老人福祉法に規定する基本的理念に基づき、入居者一人ひとりが心身ともに明るく健康で、自立意欲と希望に満ちた安らかな生活ができる施設を目指します。
(8) 開設年月 平成元年4月1日
(9) 入所定員 120人

3 居室の概要

- (1) 居室等の概要 当施設では以下の居室・設備をご用意しています((介護予防)短期入所生活介護サービス【ショートスティ】ご利用の方の部屋数も含めてのものです)。
ご利用される居室について、入居者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合があります。

個 室	短期： 20室 長期：120室	電動ベット、洗面設備（高さ調整可） 照度調整付き照明、エアコン、チェスト 居室面積は10.65㎡（約6.4畳）以上 11.49㎡（約6.9畳）以下
共同生活室	14室	各ユニットに1室
トイレ	42室	各ユニットに3室、介助バー設置
浴 室	11室	2階～4階は、特殊浴槽1室、個浴2室 5階は、個浴2室
医務室	1室	医務室は1階

- (2) 居室の変更 入居者や契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際は、入居者や契約者と協議の上、決定するものとします。

4 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して、介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置数	指定基準	備考
1 施設長(管理者)	1	1	八木山翠風苑(ショート)の所長を兼務
2 事務員	2	1	八木山翠風苑(ショート)の事務員を兼務
3 生活相談員	2名以上	2	八木山翠風苑(ショート)の生活相談員を兼務
4 介護支援専門員	2名以上	2	
5 介護員	42名以上	35	
6 看護員	6名以上	5	
7 管理栄養士	1名以上	1	
8 調理員(業務委託)			
9 機能訓練指導員 (嘱託理学療法士)	1名以上 ※1	1	※1…嘱託理学療法士は月2回のみ来苑
10 医師(嘱託医)	1	必要数	

<主な職種の勤務体制（協力ユニットを含む）>

職種	勤務体制		
1 施設長	平日	9：00 ～ 17：45	
2 事務員	平日	9：00 ～ 17：45	
3 生活相談員	平日	9：00 ～ 18：00	
4 介護員 (各介護員とも共通)	早番	6：00 ～ 15：00	1名
	日勤	9：00 ～ 18：00	1名
	中番	9：30 ～ 18：30	若干名（必要に応じ）
	遅番	10：00 ～ 19：00	1名
	夜勤	16：30 ～ 9：30	1名
5 看護員	早番	8：00 ～ 17：00	2名
	日中	9：00 ～ 18：00	2名程度
6 管理栄養士	平日	9：00 ～ 18：00	
7 調理員（業務委託）			
8 機能訓練指導員 (嘱託理学療法士)	毎月2回	10：00～12：00	
9 医師（嘱託医）	毎週木曜日	15：00～17：00	

5 当施設が提供するサービスとご利用料金（契約書第3・4・6・7条参照）

当施設では入居者に対して以下のサービスを提供します。また、提供するサービスとご利用料金につきまして、

- | |
|---|
| (1) ご利用料金が介護保険の給付の対象となるもの（基本サービス費）
(2) ご利用料金が介護保険の給付の対象となるもの（その他、介護給付サービス加算）
(3) 介護保険の給付対象とならないもの |
|---|

があります（具体的な料金は、別紙「1日あたりのご利用料金表」を参照）。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条・第6条参照）

入居者の要介護度に応じたサービスご利用料金から、介護保険給付費額を除いた金額（通常1割、2割または3割）をお支払いいただきます。サービスご利用料金は、入居者の要介護度に応じて異なります。要介護度の変更や介護保険の給付額に変更があった場合、ご利用料金も変更します。

1ヶ月に満たない期間のご利用料金は、ご利用日数に基づいて計算した金額となります。

<サービスの概要>

① お食事

- 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状態および嗜好を考慮したお食事を提供します。また入居者の栄養状態を評価し、栄養ケア計画に基づき栄養管理を行います。
- 入居者の自立支援のため、ベッドから起きていただき、食堂ホールでお食事を摂っていただくことを原則としています。

（お食事時間） 朝食 7：15～ 昼食 11：45～ 夕食 17：20～

- お食事に関わる食材料費・調理代につきましては、別途ご負担をいただきます。

② 入浴

- 入浴を週2回行います。入居者の体調が悪く入浴が出来ない場合は、清拭や更衣を行います。
- 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- 入居者の身体状況に合わせて、トイレへの誘導、ズボンまたは下着の上げ下げや拭き取りの介助、おむつやパットの点検・交換介助を行います。

④ 機能訓練

- 入居者の心身等の状況に応じて、機能訓練指導員が作成したリハビリメニューに基づき、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練などを実施します。

⑤ 健康管理

- 嘱託医や看護員が健康管理を行います。状況に応じ、嘱託医指示におけるお薬処方による観察、協力医療機関等への受診、最寄りの医療機関への入院対応を行っていきます。

⑥ 褥瘡予防

- 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するため、医師、看護職員、介護職員、管理栄養士などの多職種と連携を図って予防効果の向上に努めます。

⑦ その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できる限りベッドから起きていただき、ホールなどで他の入居者と一緒に過ごしていただくことに配慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) その他、介護給付サービス加算（契約書第3条・第6条参照）

前記（1）のサービスご利用料金から介護保険給付費額を除いた金額に絡み、介護保険法令に基づき、以下の内容で加算料金をお支払いいただきます。要介護度に応じてのものではなく、金額は一律となりますが、入居される全ての方に係るものと、加算条件に該当する方のみが対象となるものとがあります。1ヶ月に満たない期間のサービスに関するご利用料金は、ご利用日数に基づいて計算した金額となります。

① 日常生活継続支援加算

- ・要介護度の高い入居者、及び認知症の入居者が一定割合以上入苑しており、それに対して国家資格である「介護福祉士」の資格を有している介護員が一定割合以上勤務していることからの体制加算です。入居者全ての方に、ご利用日数分加算となります。

② 看護体制加算（Ⅰ）ロ・看護体制加算（Ⅱ）ロ

- ・入居者の身体面・精神面の状態の重度化、及び医療ニーズに対して、常勤の正看護師を配置し、また准看護師も含めて基準の数以上の看護職員を配置していることからの体制加算です。入居者全ての方に、ご利用日数分加算となります。

③ 夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ

- ・介護量が増加する朝食・夕食時間、およびその前後の時間帯を含む夜勤時間帯全体に、職員の配置をできるだけ厚くとしていることからの体制加算です。入居者全ての方に、ご利用日数分加算となります。

④ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）

- ・褥瘡の発生と関連するリスクについて、施設入居時等に評価し、少なくとも3月に1回評価や見直しを行います。また評価の結果等の情報を厚生労働省に提出させていただきます。
- ・褥瘡が発生するリスクがある場合は、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種で褥瘡ケア計画を作成します。

⑤ 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）

- ・褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）施設において、入居時に褥瘡が認められた入居者の褥瘡が治癒された場合、または褥瘡が発生するリスクがある入居者について、褥瘡の発生が無い場合、加算させていただきます。

⑥ 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）

- ・入居者に対する施設サービスの質を向上させていくため、計画、実行、評価、改善のサイクルにより、質の高いサービスを実行する体制を構築し、入居者個人へ還元される加算になります。入居者全ての方に月単位として加算させていただきます。

⑦ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

- ・新興感染症の対応を行う医療機関と連携した上で、当該医療機関等が行う院内感染対策に係る研修又は訓練に年1回以上参加すること。

⑧ 生産性向上体制推進加算

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合に算定できる加算です。

⑨ 初期加算

- ・入居者が新規に入居及び1ヶ月間以上の入院後に再び入居した場合に、30日間分加算となります。

⑩ 療養食加算

- ・入居者の病状等に応じて、主治医から疾患治療の直接手段として発行された処方箋に基づき療養食を提供させていただきます。この加算にあたりましては、1食6単位、1日18単位となり約20円のご負担をいただくことになります。

⑪ 安全管理体制加算

- ・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に1回のみ入所時に加算させていただきます。

⑫ 入院・外泊時加算

- ・入居者が入院及び外泊した場合には、その日数に応じ、6日間分（ただし月をまたがる場合は12日間分）を限度として加算となります。ただし、入院・外泊の初日・末日の費用負担はありません。

⑬ 協力医療機関連携加算（2）

- ・協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している場合の加算です。

⑭ 退所時情報提供加算

- ・利用者が退居し医療機関に入院する場合、医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供させていただきます。

⑮ 退所時栄養情報連携加算

- ・厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者、または低栄養状態にあると医師が判断した入所者が対

象となります。

- ・退所先医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供させていただきます。

⑯ 再入所時栄養連携加算

- ・退所した利用者が再度入所した場合に、初回の入所時との栄養ケア計画の作成とは大きく異なるため、施設と病院の管理栄養士が連携し、栄養ケア計画を作成する場合に算定させていただきます。

⑰ 看取り介護加算（Ⅰ）

- ・当苑における「看取りに関する指針」に基づく看取り介護を行います。ご利用者が医師の診断による終末期を迎えられた時、入居者及びご家族が施設でのターミナルケアを希望した場合に限り、入居者の意志と尊厳を守る介護を実施します。

⑱ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

- ・介護職員の賃金改善を目的として、厚労大臣が定めた基準により創設された加算です。たいへん恐れ入りますが、入居者全ての方に対して、P. 3の5（1）からP. 5の（2）①～⑰で算定された総単位数の17.6パーセント分を加算させていただきます。

（3）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条・第6条参照）

以下のサービスは、ご利用料金の全額が入居者や契約者のご負担となります。

- ①の「お食事の提供に要する費用」、②の「居住に要する費用」につきましては、1ヶ月に満たない期間のサービスに関するご利用料金は、ご利用日数に基づいて計算した金額となります。

＜サービスの概要とご利用料金＞

① お食事の提供に要する費用に関わるもの（食材料費及び調理費）

- ・入居者に提供するお食事の材料費及び調理費に関わる費用です。1日当たり1,600円のご負担をいただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、その認定証に記載された金額のご負担となります。

② 居住に要する費用（光熱水費）に関わるもの（居住費）

- ・当施設では、原則的に「ユニット型個室（1部屋）」をご利用いただきますが、居住されるにあたり1日2,300円の光熱水費相当額をご負担いただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、その認定証に記載された金額のご負担となります。
- ・ご利用者が入院・外泊をされた場合で、前記（2）⑫の「入院・外泊時加算」が該当している期間につきましては、入居者が施設内に不在の期間でありましても、居住費のご負担をいただきます。

③ 貴重品及び金銭出納の管理及び小口現金

- ・入居者や契約者のご希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。
- ・お預かりするものは、預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書です。
- ・取り扱い責任者は生活相談員となります。
- ・ご利用料金は、1か月当たり1,000円です。
- ・貴重品管理とは別に、小口現金として施設で金銭を預かり、ご本人様が希望した際、自由に引き出せるように致します。ご利用の場合、金銭出納の管理費として1か月当たり500円ご負担いただきます。

④ 行事に関わるもの

- ・施設内で行われる行事やクラブ活動につきまして、通常、費用をいただくことはありません。但し、個人のご希望によって参加された外出時の買い物や施設等への入場料などに関しましては、掛かった費用の実費をご負担いただきます。

⑤ 散髪に関わるもの

- ・有料ボランティアによる散髪ご利用の場合、一回につき1,600円のご負担をいただきます。
- ・毛染め等ご利用の場合、施術に応じた実費をいただきます。

⑥ その他、日常生活上必要となる諸費用

- ・施設内の洗濯機で洗えない衣類など（毛糸類など）は、必要により、入居者又は契約者からのご了解を得た上で、外部のクリーニングにお出ししますが、その場合実費をいただきます。
- ・病院を受診した場合の医療費やお薬代は、実費をいただきます。
- ・共同で生活するためのティッシュペーパーや、紙おむつ、パット、紙パンツなどにつきましては、施設で用意をしますので、ご負担いただく必要はございません。
- ・口腔ケアに関する消耗品につきましては、施設準備を行う場合は、歯ブラシ月1回程度の交換として1本（65円）、歯磨き粉1本（無くなったら追加として200円）、スポンジブラシ月2箱程度として1箱（50本入り1,100円）、入歯洗浄剤1箱（120錠600円）の費用を、その方の状態に合わせて必要な分だけご負担いただきます。
- ・入居者の日常生活に要する費用で、入居者または契約者にご負担いただくことが適当であるものが出てきた場合、事前にご連絡をさせていただいた上で、実費をご負担いただきます。
- ・乾電池（単1電池2本300円、単2電池2本250円、単3電池10本410円、単4電池10本410円）を必要な方にはご負担いただきます（1本ずつの提供可能）。
- ・他に生活用品として、爪切り（1個420円）、BOXティッシュ（1箱60円）、T字カミソリ（1袋

1000円)を必要な方にご負担いただきます。

- ・医療保険における口腔ケアや治療をご希望される方につきましては、それに関わる費用やお薬代につきましても、実費をいただきます。
- ・なお、入居者が病院に入院された場合の消耗品類（紙おむつ、パット、ティッシュペーパー等）につきましては、契約者にご準備とご負担をいただきます。
- ・電化製品の持ち込みに対し、持ち込んで使用した方のみを対象とし、ひと月単位として以下の電気代料金をご負担いただきますのでご了承ください。

1つ～2つの電化製品の使用 500円/月 3つ以上の電化製品の使用 1,000円/月

(4) ご利用料金のお支払方法

原則、指定口座からの引落としとさせていただきます。前記(1)～(3)の料金・費用は1か月ごとに計算し、契約者宛てに文書でご請求しますので、請求月の25日までに入金をお願いします。

ア 入居者または契約者名義の銀行口座からの自動引落とし（七十七銀行、仙台銀行など）
イ 窓口での現金支払い
ウ 下記指定口座への振込み
七十七銀行 南八木山支店 普通・9060057
(口座名) 社会福祉法人八木山福祉会 理事長 久道匡男

(5) ご利用料金負担軽減のための対応

ご利用料金負担軽減のため、以下の制度のご利用ができます。

- ① 社会福祉法人による利用者負担軽減制度
 - ・介護保険法令に基づき、該当する入居者について費用負担軽減を行います。「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」をお持ちの方はお申し出下さい。ご利用料金が通常の3/4に減額されます（市民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者は1/2に減額）。お持ちでない方について、必要な手続きを当苑で代行することもできます。
- ② 特定入所者介護サービス費制度
 - ・介護保険法令に基づき、該当する入居者について費用負担軽減を行います。「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方はお申し出下さい。お食事の費用及び居住に要する費用につきまして、認定証記載の金額のとおりご負担いただきます。認定証をお持ちでない方につきまして、必要な手続きを当苑で代行することもできます。
- ③ 高額介護サービス費制度
 - ・介護保険法令に基づき、1割分のご利用料金につきまして一定限度額を超えた分について、関係市町村に申請を行うことで払い戻されるというものです。関係する必要な手続きを当苑で代行することもできます。
- ④ 東日本大震災による利用者負担額減免制度
 - ・介護保険法令に基づき、該当する入居者について費用負担減免を行います。「介護保険利用者負担減額・免除認定証」をお持ちの方はお申し出下さい。介護保険給付の対象となるサービスご利用料金・介護給付サービス加算が減免となります。但し、食材料費及び調理費、居住費は減免の対象とはなりません。

6 苦情の受付等について（契約書第24条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口（担当者）（職名）生活相談員 高橋 浩
- ・受付時間 随時
- ・以下の苦情解決第三者委員会におきましても苦情やご相談の受付をいたします。

八木山翠風苑苦情解決第三者委員	小笠原 廣	八木山福祉会 監事	376-4675
	末永 しづ江	八木山地区民生委員・児童委員	376-2001
	藤原 忠夫	社会福祉事業経験者	245-8117

(2) 当施設における苦情の解決

当施設における苦情・ご相談内容の解決責任者は以下の通りです。

- ・苦情解決責任者（職名）苑 長 新谷 英一

(3) 行政機関その他苦情受付機関

宮城県福祉サービス利用に関する 運営適正化委員会	所在地	仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館4階	
	TEL・Fax	TEL:716-9674	Fax:716-9298
	受付時間	月曜日～金曜日 9:00～16:00	

宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	所在地	仙台市青葉区上杉1-2-3 自治会館6階
	Tel・Fax	Tel:222-7700 Fax:222-7260
	受付時間	月曜日～金曜日 9:00～16:00
仙台市太白区保健福祉センター 介護保険課 介護保険係	所在地	仙台市太白区長町南3-1-15
	Tel・Fax	Tel:247-1111 (代表) Fax:247-3824
	受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00
	窓口受付時間	月曜日～金曜日 9:00～16:00
仙台市健康福祉局保険高齢部 介護事業支援課 施設指導係	所在地	仙台市青葉区国分町3-7-1
	TEL	Tel:214-8318
	受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00
	窓口受付時間	月曜日～金曜日 9:00～16:00

7 家族会について

当施設では入居者の福祉増進、及びご家族同士の親睦を図る目的から「家族会」を設置しています。当施設に入居と同時に御入りいただきます。会の主な活動として、施設及び入居者の生活環境の改善、施設行事への協力（敬老式典等）、家族会総会の開催（毎年5月頃に年1回開催）、入居者へのプレゼント贈呈、年1回の機関紙発行などがあります。また会の運営を行うにあたりまして、別に定める会則により、会費（1月900円）のご協力をいただきます。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム八木山翠風苑

説明者 職氏名 生活相談員 幸野 格 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入居者 氏 名 _____

身元引受人住所 _____

身元引受人氏名 _____ 印 続柄 _____

< 重 要 事 項 説 明 書 付 属 文 書 >

1 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 5階建
- (2) 建物の延べ床面積 八木山翠風苑苑舎 6, 0 6 9 . 7 5 平方メートル
- (3) 併設事業
当施設では、次の事業を併設して実施しています。
 - ① 短期入所生活介護 平成12年4月1日指定 宮城県 第0475400198号 定員20名
 - ② 通所介護 平成12年4月1日指定 宮城県 第0475400289号 定員30名
 - ③ 居宅介護支援事業 平成12年4月1日指定 宮城県 第0475400297号
- (4) 施設の周辺環境
八木山翠風苑は、交通の利便性と、緑豊かな自然、閑静な居住環境にあり、家庭的雰囲気です。
近くには仙台赤十字病院があり、医療機関にも恵まれています。また、地域ボランティアのご協力もいただいております、常に多くの方々との交流ができる明るい施設です。

2 職員の配置状況(配置職員の職種)

- (1) 介護職員・・・入居者の日常生活上の介護、並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の入居者に対して1名の介護職員を配置しています。
- (2) 看護職員・・・入居者の健康管理や、療養上のお世話を行います。
- (3) 管理栄養士・・・入居者の食事に関して栄養管理の部分を担当します。
- (4) 生活相談員・・・入居者の日常生活上のご相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- (5) 介護支援専門員・・・入居者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- (6) 機能訓練指導員（嘱託）・・・入居者の機能訓練を担当します。
- (7) 医師（嘱託）・・・入居者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第2条参照）

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針は、入苑後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

- ① 当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に、施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ↓
- ② その担当者は、施設サービス計画の原案について、ご利用者または契約者に対して説明をし、同意を得た上で決定します。
- ↓
- ③ 施設サービス計画は、要介護認定期間内に1回、もしくは入居者及び契約者の要請に応じ、変更の必要があるかどうかを担当者が確認し、変更の必要のある場合には入居者または契約者と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ↓
- ④ 施設サービス計画が変更された場合には、入居者または契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4 サービス提供における事業者の義務（契約書第8条・第9条参照）

当施設は、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 入居者の体調、健康状態から見て必要な場合には、嘱託医または看護師と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、入居者に対して、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- ④ 入居者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、入居者または契約者の請求に応じて、閲覧または複写物を交付します。
- ⑥ 入居者に対する、身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者または他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者またはご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、入居者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、入居者または契約者の同意を得ます。

5 施設ご利用の留意事項

当施設の入居にあたって、施設入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 面会
面会時間は概ね9時～20時です。来訪者は、必ずその都度「面会者カード」に記入して下さい。
- (2) 外出・外泊（契約書第23条参照）
外出、外泊をご希望される場合は、お食事やお薬の用意等の関係がありますので、事前にお申し出下さい。所定の届出用紙にご記入をいただきます。外出、外泊における移動は各自ご対応下さい。
- (3) 食事
お食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。
- (4) 施設・設備のご使用上の注意（契約書第10条参照）
 - ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
 - ② 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにも係わらず、施設、設備を壊した場合には、契約者に、自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
 - ③ 入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
 - ④ 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
 - ⑤ 小銭以外の金銭、及び貴重品類等につきまして、入居者の居室内に置くことを固く禁じます。契約者の責任により、お持ち帰り願います。
- (5) 喫煙
施設内には喫煙スペースはございませんので、喫煙はできません。
- (6) 入苑中の医療の提供について
医療を必要とする場合は、入居者および契約者のご希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

協力病院	1	名 称	仙台赤十字病院
		所在地	仙台市太白区八木山本町2丁目43番3号
協力歯科医院	1	名 称	あおぞら歯科クリニック
		所在地	仙台市若林区石名坂55
	2	名 称	鈴木歯科医院
		所在地	仙台市青葉区八幡1丁目4-22

- (7) 入院に係わる取扱い
入居者が病院または診療所に入院をされた場合、3ヶ月以内に退院をすれば、退院後も再び当施設に入居できるものとします。入居者の入院期間中、当施設に併設されている「（介護予防）短期入所生活介護サービス」を利用希望されている在宅の方について、入院をされている入居者本人のベッドを使わせていただく場合があります。ただしその場合には、契約者へ説明を行い、了解を得た上で行うものとします。
また、入院時に予定されていた退院日より早く退院をされた場合で、退院時に当施設の受入態勢が整っていない場合には、併設されている「短期入所生活介護」の居室等をご利用いただく場合があります。

6 事故発生時の対応について（契約書第11条参照）

事故発生当事者もしくは発見者は、速やかに責任者に報告をし、指示を得るとともに、看護員等と協力をし、施設内で可能な最善の対応処置を行います。

事故の程度に応じ、嘱託医等の指示を受けながら、協力病院等に依頼し、専門的処置もしくは施術を受けるよう対応を行います。

契約者やご家族に対して、責任者より、判明している範囲内で事故発生の経緯、対応、現在の状況を速やかにご連絡します。

7 損害賠償について（契約書第12条・第13条参照）

当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、入居者に故意または過失が認められる場合、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8 施設を退居していただく場合（契約の終了について（契約書第15・16・17・18・19条参照））

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスをご利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退居していただくことになります。

- ① 要介護認定により、入居者の心身の状況が自立、要支援1、要支援2、要介護1または要介護2と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合
- ⑤ 入居者または契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）。
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）。

（1）入居者または契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除（契約書第16条・第17条参照））

契約の有効期間であっても、入居者または契約者より、当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスのご利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 入居者が入院された場合
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業所もしくはサービス従事者が故意または過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の入居者が、入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除（契約書第18条参照））

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時に、入居者に関わる心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービスご利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ 入居者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が連続して3か月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ 入居者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

（3）円滑な退居のための援助（契約書第19条参照）

入居者が当施設を退居する場合には、入居者および契約者のご希望により、事業者は、入居者の身心の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者および契約者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等のご紹介
- ・居宅介護支援事業者のご紹介
- ・その他、保健医療サービス又は福祉サービスの提供者のご紹介

9 身元引受人

契約締結にあたり、入居者に契約能力がない場合は、ご家族の方に契約者になっていただきます。

この場合、同居の親族か、二等親以内の親族の方をお願いいたします。入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合には、当施設は契約者にご連絡の上、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、契約者にご負担いただきます。

1日あたりのご利用料金表

御利用料金の内容				要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	対象
介護保険対象となるもの	1割	サービスご利用料金		6,880	7,599	8,370	9,099	9,807	全ての方
		うち介護保険給付額		6,192	6,839	7,533	8,189	8,826	
		自己負担額	①	688	760	837	910	981	
	2割	サービスご利用料金		6,880	7,599	8,370	9,099	9,807	
		うち介護保険給付額		5,504	6,079	6,696	7,279	7,845	
		自己負担額	①	1,376	1,520	1,674	1,820	1,962	
	3割	サービスご利用料金		6,880	7,599	8,370	9,099	9,807	
		うち介護保険給付額		4,816	5,319	5,859	6,369	6,864	
		自己負担額	①	2,064	2,280	2,511	2,730	2,943	

御利用料金の内容			1 割分自己負担額	2 割分自己負担額	3 割分自己負担額	対象	
その他、サービス加算	日常生活継続支援加算	／ 1 日	②	48	95	142	全 て の 方
	看護体制加算（Ⅰ）ロ	／ 1 日	③	5	9	13	
	看護体制加算（Ⅱ）ロ	／ 1 日	④	9	17	25	
	夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ	／ 1 日	⑤	22	43	65	
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	／ 1 月	⑥	3	6	9	
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	／ 1 月	⑦	52	103	154	
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	／ 1 月	⑧	11	21	31	
	生産性向上体制推進加算	／ 1 月	⑨	11	21	31	
	協力医療機関連携加算	／ 1 月	⑩	6	11	16	
	初期加算	／ 1 日	⑪	31	62	93	
	療養食加算	／ 1 日 3 食	⑫	21	41	62	該 当 す る 方
	褥瘡加算（Ⅱ）	／ 1 日	⑬	14	27	40	
	退所時連携加算	／ 1 回	⑭	257	514	771	
	再入居栄養加算	／ 1 回	⑮	206	411	617	
	退所時栄養加算	／ 1 回	⑯	72	144	216	
	安全管理体制算	／初回のみ	⑰	19	37	56	
	入院・外泊時加算	／ 1 日	⑱	253	506	758	
	看取り加算 （Ⅰ） ／ 1 日	死亡日以前 3 1 日～ 4 5 日	⑲	74	148	222	
		死亡日以前 4 日～ 3 0 日		148	296	444	
		死亡日の前日及び前々日		699	1, 397	2, 095	
死亡日		1, 315		2, 629	3, 944		
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ			上記①～⑱の総単位数の 1 7 . 6 % 分			全ての方	

介護保険の対象とならないもの	食事提供に要する費用	第1段階		1日	300円	全ての方
		第2段階		1日	390円	
		第3段階	①	1日	680円	
			②	1日	1,420円	
		第4段階		1日	1,600円	
	居住に要する費用	第1段階		1日	880円	該当する方
		第2段階		1日	880円	
		第3段階	①	1日	1,370円	
			②	1日	1,470円	
		第4段階		1日	2,300円	
	散髪に要する費用			1回	1,600円	該当する方
	行事に関わる費用			かかった費用の実費分		
	医療費	受診料		病状やその状況により費用が発生します。		
薬代						
治療費や専門士による口腔ケア						

介護保険の対象とならないもの	乾電池（1本ずつの提供可能）	単1	2本	300円	該当する方	
		単2	2本	250円		
		単3	10本	410円		
		単4	10本	410円		
	日用品	BOXティッシュ	1箱	60円		
		爪切り	1個	420円		
		T字髭剃り	1袋	1,000円		
	貴重品及び金銭出納の管理に要する費用			月		1,000円
	小口現金預かり費用			月		500円
	口腔ケア用品	歯ブラシ	1本	65円		
		歯磨き粉	1本	200円		
		スポンジブラシ	1箱	1,100円		
		ポリデント（入歯洗浄剤）	1箱	600円		
電気代	持込2品目まで	月	500円			
	持込3品目以上	月	1,000円			

☆1か月（30日）の利用者負担額（概算）内訳）介護保険分 ＋ 食費 ＋ 滞在費（部屋代）

● 1割負担者の場合 （30日計算） 単位：円

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用負担額	第4段階	145,043	147,590	150,318	152,901	155,412
	第3段階②	114,743	117,290	120,018	122,601	125,112
	第3段階①	89,543	92,090	94,818	97,401	99,912
	第2段階	66,143	68,690	71,418	74,001	76,512
	第1段階	63,443	65,990	68,718	71,301	73,812

● 2割負担者の場合 （30日計算） 単位：円

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用負担額	173,086	178,180	183,637	188,803	193,825

● 3割負担者の場合 （30日計算） 単位：円

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用負担額	201,129	208,770	216,956	224,705	232,238

● 加算内容

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位（ユニット型個室）		670	740	815	886	955
加算	日常生活継続支援加算（Ⅱ）			46		
	看護体制加算（Ⅰ）			4		
	看護体制加算（Ⅱ）			8		
	夜勤職員配置加算（Ⅳ）			21		
	療養食加算			18		
	上記加算小計単位数			97		
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）			50		
	安全管理体制加算			20		
	協力医療機関連携加算（Ⅱ）			5		
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）			10		
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）			3		
	生産性向上推進加算（Ⅱ）			10		
上記加算総合計単位数				195		
1日当たりの合計単位数		767	837	912	983	1052
1か月（30日）合計単位数		23,105	25,205	27,455	29,585	31,655
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）17.6%		4201	4581	4988	5373	5748
		27,306	29,786	32,443	34,958	37,403
利用費用総額（円）		280,432	305,902	333,189	359,018	384,128
介護保険負担額（9割）		252,389	275,312	299,871	323,117	345,716
利用者負担額（1割） 円		28,043	30,590	33,318	35,901	38,412
介護保険負担額（8割）		224,346	244,722	266,552	287,215	307,303
利用者負担額（2割） 円		56,086	61,180	66,637	71,803	76,825
介護保険負担額（7割）		196,303	214,132	233,233	251,313	268,890
利用者負担額（3割） 円		84,129	91,770	99,956	107,705	115,238

※ 金額は目安としてください。

● 食費・居住費における1か月の合計 （30日計算） 単位：円

負担段階	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費	1,600	1,420	680	390	300
居住費	2,300	1,470	1,370	880	880
一日当たりの合計	3,900	2,890	2,050	1,270	1,180
一か月合計（30日計算）	117,000	86,700	61,500	38,100	35,400